

## 北総浄水場排水処理施設設備更新等事業におけるサンプリング水採取・ 脱水実験用汚泥提供・現況調査について

事業者が本件事業への参入を検討するにあたって、原水及び汚泥の採取、現況調査を希望する場合、以下の手続きにより採取、調査が可能である。

### 1 実施日

平成21年1月27日(火)～平成21年1月29日(木)の希望する1日  
それぞれ午前9時集合～各社終了次第(最終午後4時退場のこと)

### 2 サンプリング対象

- ①河川原水 (各社20リットルポリタンク1本以内)
- ②活性炭注入後、前塩素注入前原水 (各社20リットルポリタンク2本以内)
- ③活性炭・前塩素注入後、返送水流入後原水 (各社20リットルポリタンク2本以内)
- ④濃縮前(調整槽に入る前)の汚泥 (各社20リットルポリタンク1本以内)
- ⑤濃縮後(濃縮槽引抜後)の汚泥 (各社20リットルポリタンク数本可能)
- ⑥脱水後の汚泥(発生土) (各社土嚢袋で数袋可能)

・その他については相談願います。

### 3 申込み

様式6のサンプリング水採取申込書及び様式7の汚泥提供申込書に必要事項を記載の上、Eメールにより申し込むこと。現況調査の希望はEメールに明記のこと。

(サンプリング水と汚泥の採取、現地調査は同日でお願いします。)

- ・ Eメール [hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp)
- ・ 申し込み締め切り 平成21年1月23日(金) 午後3時まで

### 4 費用負担等

サンプリング水及び汚泥は無料で提供するが、採取、運搬等に必要な機器類は事業者が用意するものとする。

### 5 採取場所

サンプリング水及び汚泥の採取場所については、現地職員の指示によるものとする。

## 6 採取日・提供するサンプルの量

原則として事業者の希望の日に沿うことを予定しているが、希望に添えない場合は千葉県水道局技術部計画課から事業者あてに連絡する。

## 7 サンプルの提供（2回目）

入札公告前、または入札公告後に、再度サンプリング水採取の機会を設けることを予定している。申込方法・期間等は別途公表する。

## 8 注意事項

### ① 集合時間・車両の乗り入れ

- ・当日は9時に採取容器を用意して集合すること。
- ・当日の乗り入れ車両は、運搬車両を含め各社2台までとすること。
- ・サンプル運搬のために別途業者を手配する場合は、時間を調整するので申込書に明記すること

### ② サンプル採取

・ポリタンク、発生土用土嚢袋（運搬中の水漏れが心配な方はビニール袋も用意）等、サンプルの容器にはすべて会社名、サンプル名称（「2サンプリング対象」に書かれている番号と名称を必ず書くこと）、採取年月日を記入しておくこと。

- ・採取箇所にはバルブとホースが設置済となっているが、サンプル採取に必要なその他の用具は、事業者が用意すること。

作業服（防寒服）、ヘルメット、長靴（汚泥採取場所は汚れる可能性がある）、安全靴、軍手、保護メガネ、スコップ、場内運搬用台車、掃除用具雑巾、バケツ、ロープ(10mくらい)等

- ・サンプル採取の順番は、現地職員が調整するので指示に従うこと。
- ・「①河川原水」の採水は、木下取水場で行う。採水希望者は、採水時刻を指定するので、各社で移動すること。水質計器用採水ポンプから採水が出来ない場合があり、バケツとロープで採水願うことがある。
- ・「②活性炭注入後、前塩素注入前原水」の採水は、管理棟内にある水質計器室において、時間内いつでも採取可能。
- ・「③活性炭・前塩素注入後、返送水流入後原水」の採水は、採水時刻を指定するので、それに従うこと。
- ・「④濃縮前の汚泥」は、排泥ポンプ起動時だけ採取可能であり、採取可能量は限られ

る。現在、脱水機点検整備工事のため、排泥ポンプの運転は午前中に1回のみ運転となっているので、採水希望者は当日の集合時刻は厳守のこと。また、排泥ポンプと連動している掻寄機の運転状態により、サンプル採取完了まで相当の時間を要する場合もあるので留意すること。

- ・「⑤濃縮後の汚泥」（汚泥供給槽から）はポリタンクなら時間内いつでも採取可能。
- ・浄水場のショベルローダーは、収集運搬委託業者の所有物であるため、脱水後の汚泥（発生土）採取時に使用することはできない。

### ③ 実験、提供したサンプルの処分

- ・実験をするにあたり、事前に監督官庁に相談しておくこと。

実験等プラントの所在地が本県の場合

千葉県環境生活部資源循環推進課資源循環企画室 043-223-2645

（実験等プラントが他県の場合、各自で担当課を調べ相談しておくこと。）

- ・脱水実験のために提供する汚泥は、産業廃棄物となるため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行なうこと。
- ・実験後、適正処分を確認するため、マニフェスト伝票（A, B2, D, E票）の写しを提出すること。

### ④ 現況調査

- ・サンプル採取後、またはサンプル採取の待ち時間を利用して、現況調査（採寸や写真撮影等）を行って差し支えないが、当日は、1号脱水機の点検整備及び塗装作業、2号脱水機の通常運転を行っているため、調査にあたっては現地職員の指示に従うこと。
- ・現況調査用の資料は準備しないので、提供済の資料を印刷して持参する等、各自で準備すること。

### ⑤ その他

- ・汚れた靴で事務室、管理室、廊下等に入らないこと。